

令和5年度沖縄地方最低賃金審議会
第4回沖縄県最低賃金専門部会議事録

- 1 開催日時 令和5年8月3日(木) 15:00～15:48
- 2 場 所 那覇第二地方合同庁舎1号館 共用大会議室 (2階)
- 3 出席者
公益代表委員 2名(島袋秀勝、城間貞 敬称略)
労働者代表委員 3名(石川修治、喜納浩信、照喜名朝和 敬称略)
使用者代表委員 3名(親川進、佐久本和代、田端一雄 敬称略)
事務局 4名(嘉数労働基準部長、小池賃金室長、宜間賃金室長補佐、
柴垣労働基準監督官)
- 4 議題
(1) 改正額の提示及び調整
(2) その他
- 5 添付
・「第4回沖縄県最低賃金専門部会(議事録)」

第4回沖縄県最低賃金専門部会（議事録）

○小池賃金室長

皆さん、こんにちは。

定刻となりましたので、これより、令和5年度沖縄地方最低賃金審議会第4回沖縄県最低賃金専門部会を始めさせていただきます。

台風6号の影響で開催が1日延期になりましたが、本日はお忙しい中、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

はじめに、本日の専門部会の各委員の出席の状況でございますが、公益委員が2名、労働者側委員が3名、使用者側委員が3名でございます。

最低賃金審議会令第2条により、沖縄地方最低賃金専門部会の定数は9名でございますので、本審議会は、最低賃金審議会令第5条第2項の定足数を満たしていることをご報告いたします。

これからの議事進行につきましては、島袋部会長にお願いしたいと思います。

よろしく願いいたします。

○島袋部会長

はい、1日台風で延びてしまいましたが、これから第4回沖縄県最低賃金専門部会を開催いたします。

本日の議事録署名人を、労働者側委員は石川委員、使用者側委員は佐久本委員にお願いしたいと思います。

よろしく願いします。

それでは、次第の1は、「改定額の提示」となっていますが、その前に、中央最低賃金審議会の戒野会長代理より、委員の皆様に向けてビデオメッセージがありますので、ご視聴いただきたいと思います。

事務局は、準備をお願いいたします。

(事務局、放送準備)

○中央最低賃金審議会のビデオメッセージ放送

中央最低賃金審議会の戒野と申します。

令和5年度地域別最低賃金改定の目安について、中央最低賃金審議会答申を踏まえまして、メッセージをお伝えしたいと思います。

本来であれば、藤村会長がお伝えすべきところではありますが、会長が体調不

良のため、会長代理であります私よりお話申し上げたいと思います。

どうぞよろしくお願いいたします。

1点目はこのビデオメッセージの趣旨です。

令和5年4月6日にとりまとめられた、「目安制度の在り方に関する全員協議会報告」において、目安の位置づけの趣旨が、地方最低賃金審議会の各委員にも確実に伝わるよう、都道府県労働局への周知方法について検討することを事務局に対し要望されました。

これを受けまして、目安の位置づけの趣旨に加え、この度中央最低賃金審議会においてとりまとめられた令和5年度の最低賃金改定の目安について、地方最低賃金審議会の委員に直接伝達されるよう、私からビデオメッセージを送らせていただくこととなりました。

地方最低賃金審議会の委員の皆様におかれましては、視聴いただく場を設けることとなった次第です。

視聴いただく皆様には、これから本格化する今年度の地方最低賃金額の改定に向けた議論に向け、改めて、目安並びに今年の公益委員見解の趣旨について、理解を深める機会としていただきたいと思います。

2点目は、目安の位置付けです。

目安は、令和5年全員協議会報告や、令和5年度目安小委報告に記載しておりますとおり、「目安は、地方最低賃金審議会が審議を進めるに当たって、全国的なバランスを配慮するという観点から参考にされるべきものであり、地方最低賃金審議会の審議決定を拘束するものではない」ことを改めて認識いただきたいと思います。

従いまして、公労使での真摯な議論の結果、目安どおりとなることもあれば、目安を上回ることも、あるいは目安を下回ることもありうるものであります。

地方最低賃金審議会におかれましては、目安及び公益委員見解で述べている3要素のデータに基づく目安決定の根拠等を十分に参酌し、公労使の三者でしっかりと議論を尽くした上での決定を心がけていただきたいと思います。

3点目は、令和5年度目安のポイントです。

今年の目安についても、3要素のデータに基づき納得感のあるものとなるよう、公労使で5回に渡って真摯に議論を重ねてまいりました。

この結果、目安額については、Aランク41円、Bランク40円、Cランク39円となりました。

3要素のそれぞれの評価のポイントについて、簡潔にご説明申し上げます。

まず、「賃金」についてです。

連合及び経団連が公表しました賃上げ率は、30年ぶりの高い水準となっております。

ります。

また、賃金改定状況調査の第4表 の男女計及び一般・パート計についても、平成14年以降最大となる、2.1%という結果でありました。

継続労働者に限定した第4表 は2.5%でありました。

次に、「通常の事業の賃金支払能力」についてです。

これは、個々の企業の賃金支払能力を指すものではないと解され、これまでの目安審議においても、業況の厳しい産業や企業の状況のみを見て議論するのではなく、各種統計資料を基に議論を行ってまいりました。

各種統計資料を見ますと、改善がみられる資料もいくつかありました。

しかしながら、今年度の議論におきましては、企業の支払能力の厳しさを示すものとして、価格転嫁の状況が特に注目されました。

価格転嫁が進んでいる企業も増加する一方で、転嫁が進まない企業も増えておりまして、2極化がみられました。

価格転嫁が不十分な状況が、賃上げ原資確保を難しくしている状況にもつながっている、その状況にも留意をいたしました。

最後に、3要素のうち、今年度の公益委員見解で最も重視した、「労働者の生計費」についてです。

ここは少し詳しく申し上げたいと思います。

消費者物価指数については、昨年改定後の最低賃金額が発効した10月から今年6月までの「持家の帰属家賃を除く総合」の対前年同期比は4.3%と、全国加重平均の最低賃金の引上げ率3.3%を上回る水準でありました。

直近の月次を見ると、対前年同月比で、今年4月に4.1%、5月に3.8%、6月に3.9%となっております。

昨年10月から今年1月にかけて「持家の帰属家賃を除く総合」4%超え、5%以上にも達する高い伸びとなった時期と比べますと対前年同月比の上昇幅は縮小傾向にあります。しかしながら引き続き高い水準であります。

消費者物価指数の「総合」、とりわけ「基礎的支出項目」といった必需品的な支出項目については、経済産業省が実施するエネルギー価格の負担軽減策である「電気・ガス価格激変緩和対策事業」の影響で一定程度押し下げられております。

「総合」では、6月は1%ポイント押し下げられているという試算が出ております。

なお、6月の使用分から電気の規制料金の値上げが行われている上に、当該事業の適用は、9月使用分までとされておりまして、10月使用分以降の扱いについては現時点では決まっていないことを確認しております。

このような中、最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を維持する観点か

ら、最低賃金が消費者物価を一定程度上回る水準であることが必要であると考えております。

さらに、昨年以來、継続的に消費者物価の高騰が見られる状況であり、昨年の改定後の最低賃金額が発効した10月から今年6月までの消費者物価指数の対前年同期比は4.3%と、昨年度の全国加重平均の最低賃金の引上げ率3.3%を上回る高い伸び率であったことも踏まえることが、今年度は適当と考えました。

こうした3要素のデータを総合的に勘案しまして、今年度は4.3%を基準としてランク別の目安額を検討することといたしました。

次にランクごとの目安額についてです。

新しい資本主義実行計画などの閣議決定文書においても、「今後とも、地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げる等、地域間格差の是正を図る」とされていることも踏まえ、地域間格差への配慮の観点からも少なくとも地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き続き上昇させていくことが必要であると考えました。

その上で、賃金改定状況調査の第4表や、消費者物価指数のランク別上昇率を見ますと、各ランクに大きな状況の差異があるとは言いがたいと思います。

しかしながら、地域別最低賃金額が相対的に低い地域における負担増にも一定の配慮が必要であることから、Aランク、Bランク、Cランクの目安額の差は1円とすることが適当であると考えました。

公益委員見解で参照したデータについては、別添の参考資料としてまとめておりますので参照していただきたいと思います。

また、これまで目安に関する小委員会で提示いたしました資料については、地域別のもも含まれておりますので、適宜参照いただければと思います。

また、今般の最低賃金改定の目安は、過去最高額となる高い額でありまして、地方最低賃金審議会の委員の中には、なかなか受け入れがたいのご意見があることも認識しております。

こうしたことも踏まえまして、中央最低賃金審議会の公益委員といたしましても、今年度の最低賃金の引上げが着実に行われるよう、政府に対して、中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備を行うよう各種要望を例年以上に盛り込んだところであります。

具体的には、生産性向上の支援につきましては、可能な限り多くの企業が各種の助成金等を受給し、賃上げを実現できるように、政府の掲げる生産性向上等への支援の一層の強化を求めました。

特に、業務改善助成金につきましては、対象となる事業場を拡大するとともに、最低賃金引上げの影響を強く受ける小規模事業者が活用しやすくなるよ

う、より一層の実効性ある支援の拡充と、最低賃金の地域間格差を是正しつつ引き上げていくために、最低賃金が相対的に低い地域における重点的な支援の拡充を強く要望いたしております。

さらに、中小企業・小規模事業者において業務改善助成金の活用を推進するための周知等の徹底を要望いたしました。

加えて、中小企業・小規模事業者の賃上げ実現に向けて、賃上げ税制や補助金等における賃上げ企業の優遇、ものづくり補助金、事業再構築補助金等を通じた生産性向上等への支援の一層の強化に取り組むことが必要であること、赤字法人においても賃上げを促進するため、課題を整理した上で、税制を含めて更なる施策を検討することも必要であることも記載いたしました。

さらに、中小企業・小規模事業者がこれらの施策を一層活用できるよう、周知等の徹底も要望したところであります。

さらに、価格転嫁対策については、「中小企業・小規模事業者の賃上げには労務費の適切な転嫁を通じた取引適正化が不可欠である」という考え方を社会全体で共有するとともに、中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保できるよう、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の適切な転嫁に向けた取組の強化を要望いたしました。

4点目は、発効日についてです。

発効日については、10月1日にこだわらず、賃上げ効果を速やかに波及させるために前倒しすべきという意見もあれば、引き上げの準備のために後ろ倒しすべきという意見もあると承知いたしております。

令和5年全員協議会報告において、発効日とは審議の結果で決まるものであり、発効の時点の規定する最低賃金法第14条第2項におきましても発効日は公労使で議論して決定できるとされています。

このことを、地方最低賃金審議会の委員に周知することが適当であるというふうに記載されています。この趣旨を踏まえまして、丁寧な議論を行っていただきたいと思っております。

5点目、最後になりますが、これは公労使による真摯な議論についてです。

これまで述べてきましたとおり、目安額を示す際に、様々な資料に基づいて公労使で真摯な議論を行ってきたところであります。

地方最低賃金審議会におきましても、公労使による真摯な議論が行われますことを期待しております。

中央最低賃金審議会の委員として、地方最低賃金審議会の審議の結果については、注目していきたいと思っております。

皆様には、中央最低審議会の報告も参考になさって、公労使による真摯な議論をお願いしたいと存じます。

以上です。どうもありがとうございました。

○島袋部会長

お疲れ様でした。

それでは続きまして、事務局から説明があるとのことですので、よろしくお願いいいたします。

○小池賃金室長

7月31日の第2回本審で、田端委員より、目安小委員会報告の公益委員見解の中で、4.3%という数字が出ていますが、なぜAランクは41円、Bランクは40円、Cランクが39円となっているか、その根拠についてのお尋ねがありました。

それについて、ご説明したいと思います。

先ほど、中央最低賃金審議会のビデオメッセージでも触れられた部分もあるので、振り返りながら説明したいと思います。

最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を維持する観点から、最低賃金が消費者物価を一定程度上回る水準であることが必要であると、さらに、昨年以來、継続的に消費者物価の高騰が見られる中で、昨年の改定後の最低賃金額が発効した10月から今年6月までの消費者物価指数の対前年同期比は4.3%と、昨年度の全国加重平均の最低賃金の引上げ率3.3%を上回る高い伸びであったことを踏まえることが、今年は適当であるということであります。

これらを含めて、賃金、労働者の生計費、通常の賃金の支払い能力の三要素のデータを総合的に勘案し、今年は4.3%という基準で、ランク別の目安額を検討したということであります。

これも説明ございましたが、各ランクに大きな状況の差異があるとは言い難いということですが、地域別最低賃金額が相対的に低い地域における負担増にも一定の配慮が必要であるということから、Aランク、Bランク、Cランクの目安額の差は、1円ずつとすることが適当だとされています。

全国加重平均の961円、これの4.3%を計算しますと、41.3円になるということですので、そこからAランクが41円、Bランク、Cランクと1円ずつの差をつけて、Bランクが40円、Cランクが39円となったということですのでございます。

以上でございます。

○島袋部会長

はい、ありがとうございます。

ただいま、事務局から説明ありましたが、田端委員何かございますか。

○田端委員

はい、確認していただきありがとうございました。

今の話を聞きますと、Aランクが全国加重平均 961 円の 4.3%で 41 円と、あとは 1 円ごとの差ということで、ただ、これは、はっきり言って理屈にはなっていないと思っています。

結局は、Cランクの三要素を加味して決めたということではなく、あくまで全国の格差を是正するという観点からということですが、ただそういう場合に、最低賃金法第 9 条第 2 項で三要素が謳われていて、全国の格差を是正するということは、最低賃金法の中のどこで謳われているのか、根拠としてどうなのかなと思っています。

仮に、Cランクの目安額を定めるにあたって、Cランクの加重平均における三要素を検討して、Cランクの加重平均から、4.3%をかける等であれば理解できるのですが、あくまでAランクをベースにしてというのはちょっと如何なものかなと思っています。

以上、意見だけ言わせていただきます。

○島袋部会長

ありがとうございます。

そのほか、ございますでしょうか。

(特になし)

○島袋部会長

はい、ありがとうございます。

それでは、次第 1 の「改正額の提示」に入っていきたいと思います。

まず、労働者側の委員から改正額の提示とご意見をお伺いしたいと思えます。

事務局資料の配布をお願いいたします。

(事務局、資料配布)

○島袋部会長

それでは、労働者側委員から改正額の提示とご意見をお伺いしたいと思えます。

よろしく申し上げます。

○石川委員

はい、石川です。

よろしく申し上げます。

労働者委員を代表しまして、私の方から、改定額の提示と考え方について述べさせていただきたいと思えます。

本年度の審議会におきましては、とりわけ最低賃金近傍で働く者の暮らしを守る観点、県経済のステージを変換し沖縄の未来へつなげる観点、地域間格差の是正、賃上げしやすい環境作り、適切な価格転換、中小企業に対してより一層の支援策の制度拡充や、制度の利用促進に向けた周知活動、こういった観点を盛り込みながら、誰もが働きながら安心して暮らせる社会を目指した最低賃金の改定に向けて引き上げを求めていきたいと思っております。

1ページの方に、「令和5年度 沖縄地方最低賃金 労働者側の額の提示について」としまして、時間額については、現行853円を改定し、900円、引上げ額47円を提示したいと思っております。

昨年、本土復帰50年という節目を迎えました沖縄県は、島嶼県であるがゆえに、様々な固有の課題を抱えていると認識しています。

本土復帰後、人口規模、経済力は成長した半面、本土との経済格差など課題も依然として山積しており、一人当たりの県民所得は全国の7割程度で最低水準、子どもの相対的貧困率は全国平均の約2倍、非正規雇用者の割合も全国と比べて、最も高い水準にあります。

最低賃金近傍の労働者の多くが非正規雇用であることを鑑みれば、最低賃金制度の果たす役割は一層重要性を増しているものと考えています。

日銀那覇支店が発表した2023年6月の県内企業短期経済観測調査、短観と言われるものでは、全産業の業績判断指数がプラス31となり、3月調査から7ポイント改善しています。

プラスは昨年の9月から4期連続で、新型コロナウイルス感染症拡大前の2019年9月以来の水準でした。

資源価格上昇の影響を受けつつも、経済活動再開で観光や消費需要の回復の動きが続いているとしています。

一方で、沖縄の中小企業の7割が「人手不足」という厳しい状況に陥っており、その対策が求められているところです。

また、今年の7月3日、労働局長より、政府の方針に配意した審議を求めるといった発言もありました。

政府は、この物価上昇に賃上げが追いつかない状況の中で、様々な支援策を

行い、全国加重平均を 1,000 円に引上げる目標としています。

我々、労働者側委員は、県経済の再生、地域間格差の是正、貧困問題、雇用情勢、募集賃金、今後も続くであろう物価上昇、参考人意見聴取、諸外国の賃金水準、春闘の結果等を勘案しまして、47 円の引き上げ、900 円を提示いたします。

我々、労働者側委員の考えについては、次のとおりとなっています。

ページをめくっていただいて、2 ページ目になりますが、雇用戦略対話の合意や政府が掲げる目標の達成についてというところです。

2010 年の雇用戦略対話におきまして、「2020 年までに全国最低 800 円を確保し、景気状況に配慮しつつ、全国平均 1,000 円を目指す」このような政府合意からすでに 13 年が経過しており、800 円は達成していますが、加重平均 1,000 円は道半ばというところです。

しかし、我々、労働者側委員は、従来から全国加重平均 1,000 円の到達だけでなく、誰もが 1,000 円の早期実現を主張してきました。

こういった考え方は、今年度も基本的に変わりはありません。

今回、3 ランク制となりまして、新 C ランクだけが取り残されることなく、その達成に向けて今年度の各地方の審議会、特に C ランクにおいてはすべての県で、最低 900 円を通過点とさせ、持続的な引き上げに加えて、額差の改善を念頭にした地域間格差の是正により、早期に 1,000 円に到達する道筋を作るべきであると考えています。

最低賃金の「誰もが生活できる水準への引上げ」いうところですが、沖縄県の最低賃金 853 円、月収に換算して、マックス、月、法定労働時間 173.8 時間働けるのですが、マックス働いても 14 万 8,000 円程度、年収に換算しましても 177 万円、この金額は、ワーキングプアの水準とされる年収 200 万円をまだ大きく下回っています。

この金額では、憲法が保障する健康で文化的な最低限度の生活ができないのではないかと考えています。

また、我々、労働者側が主張する 47 円引き上げたとして最低賃金が 900 円になったとしても、年収は 200 万円には届かず、187 万円程度です。

労働者の生活、雇用不安を払拭し、コロナ禍で落ち込んだ経済の今、まさに回復途上にあると思います。

そういった重要な局面で、経済のステージを転換し、持続的な成長に導くためには、未来を見据えた最低賃金の継続的な引き上げが不可欠であると考えています。

沖縄の水準についてに続きまして、では、総務省調査の 2022 年単身世帯の消費支出月額 17 万 8434 円を下回っています。

また、OECDの基準による相対的貧困の等価可処分所得と同程度であり、この相対的貧困という状態に陥りますと、社会で多くの人々が享受できている標準的な生活を送ることができないと言われていました。

また、今の最低賃金である時間額 853 円に、法定労働時間である 173.8 時間かけた金額の可処分所得は、12 万 973 円であり、これだけしか生活費に回せない、とても貯金ができる状況ではないと言われていました。

また、生活保護費は上回っていますが、生活保護については様々な扶助があります。

にあります沖縄における短時間労働者 1 時間あたりの所定内給与額、これは賃金構造基本統計調査から引っ張ってきた金額ではありますが、男女の産業計で、1,163 円、全国は 1,624 円ですが、この金額というのは同じ九州の C ランクの他県と比べても、既に沖縄の賃金水準は高いと言われていました。

また、連合がやっております標準生計費の試算で、リビングウェッジというものがあります。

それでは、沖縄県の単身世帯で最低必要な生計費は、時給に換算して 1,050 円、ほとんどの方が自動車を保有していると思いますが、その場合は、1,352 円という金額が算出されていますので、まだまだその水準には届いていません。

このリビングウェッジですが、地賃の B ランク(旧 B と C)の上位の額に、この 1,050 円額が匹敵していますので、ほかの大都市にプラスくらいの生計費が沖縄では必要ということになっています。

最低賃金の引き上げの必要性について、まず、地域間の賃金格差が人材の流出や経済の一極集中の一因になっていることを踏まえまして、格差縮小に向けて取り組むことが重要だと考えております。

昨年度、目安を上回ったところがほぼ最低ランクの D ランクの県でした。

これは、旧 D ランクの県が、人材確保に危機感を感じた現れの結果、昨年、D ランクで目安以上の引き上げがされたと考えています。

また、沖縄県は、子どもの貧困率、ワーキングプア率が、全国と比較して高くなっています。

所得の低さと生活のコストは反比例してしまっていて、所得の低い方にとっては、生活コスト高というのは重要な課題でありまして、こういった課題が貧困の負の連鎖を引き起こしていると考えています。

急激な物価上昇が、多くの労働者の生活に影響を及ぼしています。

とりわけ、基礎的支出項目、食品だったり、そういったところの伸びが顕著であり、生活必需品等の切り詰めることができない支出項目の上昇、とりわけ、最低賃金近傍で働く方々の生活を圧迫しています。

この実態を直視して、生活水準の維持、向上の観点から消費者物価上昇率を考慮した引き上げが必要だと考えています。

ちなみに、九州のCランク各県の中で、最も消費者物価指数の上昇率は、沖縄が高いという数値も出ています。

また、の今次春季生活闘争で、労働組合は、「人への投資」を起点とした経済の好循環と未来につながる賃上げを積極的に求め、中小企業を含めて経営側も総じてこれに応えた結果、30年ぶりの高水準となっています。

有期、短時間、契約労働者の賃上げ額は、加重平均で、時給52.78円、引き上げ率は概算で5.01%となっています。

こういった数字も、今回の我々が最初に主張した47円の根拠の一つとなっています。

また、現在の最低賃金の最高額は東京の1,072円になりますが、その時給額で年間2,000時間働いても、年収200万円程度、いわゆるワーキングプア水準にとどまっています。

また、連合が公表している最低限必要な賃金水準、先ほどのリビングウェイジになりますが、最も低い県であっても990円という金額が出ていますので、最低でもこの金額を上回らないと沖縄では生活ができません。

最低賃金は、生存権を確保した上で、労働の対価として相応しい、ナショナルミニマムな水準に引き上げるべきだと考えています。

地域別最低賃金は、集团的労使関係のない職場にも波及させるという取り組みもございますので、そういった観点と、また、集团的労使関係のない方々に早く、我々の賃上げの成果を波及させるための早期発効に向けた取り組みという観点も重要だと考えております。

また、中小企業、小規模事業者の皆様が、継続的に賃上げしやすい環境整備の必要性については、労使共通の認識だと思っていますので、成長と分配の好循環を実現するためにも、生産性向上や価格転嫁の取り組みを徹底し、賃上げの原資確保につながる諸施策を引き続き実施するよう、労使一体となり関係機関等に働きかけを行う。

また、消費者の立場としましても、価格転嫁に理解を示すとともに、物価の安定的な上昇と、それを上回る賃上げ実現を求めていきたいと思っています。

また、参考人意見聴取については、沖縄県で特段の社会問題となっています子どもの貧困を引き起こす主な要因というのは、親の貧困であることが今回の意見聴取でわかりました。

貧困の連鎖を断ち切るためには、公助・扶助・共助による包括的な支援も求められていると感じています。

子どもの貧困の背景には、親の低賃金や非正規労働者の多さ、長時間労働

等、沖縄県内の雇用、労働環境の課題等が挙げられています。

フルタイムで働けば、普通の生活できる賃金水準が必要だと考えています。

あと、こちらに記載していませんが、今回、県労連の方から意見聴取ということで発言をいただきましたが、その内容についても概ね同意をしています。

標準生計費や、目標水準という金額の差はありますが、我々としても、基本的には賃上げという部分では意見は一致しています。

最後、まとめになりますが、重要性を増す法定最低賃金、地域別最低賃金、特定(産業別)最低賃金についてですが、日本は少子化を伴いながら急速に高齢化と人口減少が進み、とりわけ生産年齢人口の減少が相対的に大きいいため、労働力不足がすでに不可避かつ継続的になっており、人手不足の深刻化は沖縄県も例外ではないと思います。

このような状況下でも、将来にわたって持続的な社会を実現し、沖縄の未来をつくっていくためには、賃上げによる人への投資を起点とした、正のサイクルを実現し、あるべき賃金水準を目指しながら、未来を見据えた経済の好循環を生み出さなければならないと考えております。

とりわけ法定最低賃金は、最低賃金近傍で働く労働者や、集団的労使関係をもたない労働者の労働条件改善に直結しており、その重要性は増しています。

雇用形態の違い、障害の有無、国籍の違い等を理由に労働者を低賃金で雇用することは許されないと 생각합니다。

どこで働いていても、どのような就労形態であろうとも、賃金は少なくとも生活ができる水準を確保した上で、働きの価値に見合った水準である必要があります。

社会の不安定化に歯止めをかけ、誰一人取り残されることのない社会、働くことを軸とする安心社会を実現するため、最低賃金の引き上げ、早期発効及び未来を見据えた水準についての議論に対し、ご理解をいただきたいと思えます。

労働者側からは、以上です。

○島袋部会長

ありがとうございます。

他の労働者側委員の方から、補足等はございますか。

(委員、挙手)

○島袋部会長

はい、喜納委員お願いします。

○喜納委員

どうも、労側の考えをお聞きいただき、ありがとうございます。

補足ということではなく、シンプルに、労側としては47円の引き上げは決して高い水準であるとは思いません。

目安のところ、1円ごとの差がありますが、早期の格差の縮小、是正も必要なものだと思っています。

今回、47円引上げて900円という金額を提示することは、審議会への意思表示であり、沖縄で働く者、経営者の皆さんへの意思表示です。

899円ではなく900円ということで、今、労働市場に出えていただけていない働き手の方も働いてみよう、そういう人手不足のところの改善にも寄与するものだと思い、47円引き上げの900円という数字を提示させていただきました。

それから、本年度は、過去最大の引き上げをすべく、これまでにない機会だと労働者側は考えています。

景気が回復傾向であり、物価の上昇、価格転嫁の理解が不十分ではありますが増えているところであり、有効求人倍率は1倍を超えています。

そういった状況下において過去最大の引き上げをしていくべき、今年度はそういう審議だと思っていまして、今回は、47円引き上げ900円とすることを労側の考えとして提示しました。

ご理解、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○島袋部会長

はい、ありがとうございます。

そのほか、よろしいでしょうか、

(特になし)

○島袋部会長

ありがとうございます。

それでは続きまして、使用者側の方から改定額の提示とご意見をお伺いしたいと思います。

よろしく願いいたします。

○田端委員

はい、使用者側の考えについては、私、田端から、使用者側委員の額の提示についての説明をさせていただきます。

お手元の資料の、7ページをお開きいただきたいと思います。

ちょっと長くなるので要点のみかいつまんで、説明させていただきたいと思います。

まず、1の額の提示について、沖縄県内の景気は徐々に回復しつつあると、その一方で、経営者にとっての不安材料を2つ書いています。

企業物価の上昇、人手不足対策、それからこれも重要なものでありますが、ゼロゼロ融資の返済がこれから始まってきます。

それと2段落目ですが、価格転嫁はだいぶ進んできたようには見受けられるのですが、価格転嫁が遅れている業種もあります。

それから、これは中央最低賃金審議会の使用者側委員の意見の中にもありましたが、人材確保、定着のために、業績が改善していないにも関わらず賃金引き上げを行った、いわゆる防衛的賃金引き上げを行った中小企業もあり、このような経営環境にあることを十分考慮する必要があると思っています。

このような状況にあることを踏まえまして、今回、令和5年の沖縄県最低賃金は、賃金改定状況調査や直近の物価上昇率の状況の変化などを踏まえまして、2.3%、20円引き上げ、873円とすることを提示するものであります。

2つ目に、理由としてですが、最低賃金の審議において留意すべき事項として記述をしています。

今回、地域間格差とか色々言われていますが、こういう時期だからこそ最低賃金法が規定する地域別最低賃金の原則に立ち返るべきだと思っています。

ここに記述をしています。最低賃金法第9条第2項で、地域別最低賃金の原則が定められていまして、その三要素、生計費、賃金、通常の事業の支払い能力を考慮することが基本であります。

これは、皆さんご存じだと思います。

とりわけ経営者にとっては、引上げの原資の確保と、持続的な経営を行うための企業の「通常の事業の支払い能力」を最も重視して検討するべきだと考えています。

その際の検討材料としては、生産性の向上や価格転嫁の状況など、特に、価格転嫁が遅れている業種に十分配慮する必要があると考えています。

また、昨年も色々議論をしたところですが、賃金改定状況調査結果の第4表を重視する必要があると考えていまして、その中でも第4表の参考データではなくて、第4表のあるいはを用いることが適当だと考えています。

めぐりまして、8ページになりますが、今回、目安額がCランクは39円となっていますが、仮に39円引き上げた場合、853円から39円引き上げますと、892円になりますので、891円までに分布する者が影響率として出てきます。

それを調べてみますと、昨年のDランクの影響率は19.2%でしたが、今年度は、全業種の影響率が16.2%ということで幾分低くはなっています。

ただ、個々の業種ごとに見ますと、非常に大きな影響がある業種があります。

まず、一番上の建物サービス業、これはビルメンテナンスなどの建物サービス業ですが、特に10名から29名の規模の業種では68.8%ということで、3分の2近くが影響を及ぼす状況となっています。

それから、食料品製造業の1人から9人が40.4%、小売業の10から29人が39.0%ということで、かなり大きな影響を及ぼしますので、最低賃金引き上げの影響を慎重かつ十分に検討する必要があると考えています。

以上のことを踏まえまして、(3)ですが、令和5年の沖縄県最低賃金の引き上げの考え方ですが、昨年の最低賃金が物価上昇率を加味した率を乗じて引き上げられていますので、先ほど述べたように、用いるデータが第4表の ではなく、第4表の である必要があるということと、昨年と今年度の物価上昇率の差を加味して若干上がっていますので、2.3%、20円引き上げて、873円とすることを提示するものであります。

3番目の発効日ですが、昨年の最低賃金の改定が、自動発効ということで10月6日になっています。

今回、事業場の視察、それから第3回専門部会の使用者側の参考人から、それぞれ最低賃金改定の発効日は、年度初めの4月にしてほしいという要望があったところです。

現行の答申日が、計算すると約56日、8週間となっている発効日の設定というのは、賃金改定を行う企業にとって、いくつかの問題を抱えているので、改める必要があると思っています。

まず1つ目ですが、8週間程度では賃上げはできるかもしれませんが、賃上げに伴う人件費増を価格へ転嫁するための準備期間としては足りません。

実際には、価格転嫁がなかなか10月に仮に上げてもできないので、価格転嫁するまでの間、当該人件費の上昇分が赤字要因となっています。

特に、 ですが、昨年の付帯決議でも公契約について指摘をさせていただきました。

年度中途の最低賃金改定に伴う契約の改定が、公契約では現状、昨年も行われていない状況にあります。

その結果、新年度予算の措置があるまで、旧価格での契約を継続せざるを得ず、最低賃金改定に伴う人件費上昇分が赤字要因となっています。

それから ですが、仮に最低賃金改定が10月に行われても、特に、年末に集中して年収の壁を踏まえた就業調整が行われます。

106万とか130万とか、それ以内に収まるように、就業調整が特に12月に集中するため、年末の繁忙期に人手不足になるということで業務に支障をきたしているのが現状です。

それから ですが、月の中途に最低賃金改定があっても、実質的には1日付けで改定せざるを得ない状況にあります。

なので、発効日は月の中途ではなくて、やるのであれば月初めの1日とすることが必要であると考えています。

最後ですが、今回の目安額が過去最大となっており、仮に目安額どおりの引上げとなった場合には、これまで同様の発効日の設定では大きな支障をきたすものと考えています。

そのため、これまでもずっと申し上げていますが、最低賃金引上げの準備期間を設け、年度替わりの4月1日あるいは1月1日とすることを改めて強く求めたいと思います。

結論として、9ページをご覧いただきたいのですが、今回の中央最低賃金審議会の答申、公益委員の見解では、目安は、地方最低賃金審議会が審議を進めるにあたって、全国的なバランスを配慮するという観点から参考にされるべきものであり、地方最低賃金審議会の審議決定を拘束するものではないと、先ほどの戒野会長代理の発言の中でも、目安を上回ることもあれば下回ることもあり得るとの説明があったところです。

ただ、昨年の審議の中では、目安を下回ることはないとの明言もありましたので、これは違うということ、改めてここで確認させていただきたいと思います。

また、目安を十分に参酌しながら中央最低賃金審議会において地域別最低賃金の審議に際し、地域の経済、雇用の実態を見極めつつ、自主性を発揮することを期待するとしているところです。

先ほどの目安のCランクの説明の中では、Cランクの状況ではなくて、あくまでAランクとの差ということですが、そういうことは最低賃金法の基本的な考え方の中では特に触れられていません。

まず、Cランクの実態を踏まえた上で、特に今回の場合は、沖縄県の地域経済の雇用の実態を踏まえた上で判断されるべきものであると理解しています。

最後ですが、沖縄地域の経済、雇用の実態からすると、賃金を引き上げる環境にあることは理解をしています。

ただ、中小企業が多い沖縄では価格転嫁力が弱いということもあり、過去最大の目安となった39円を引き上げる状況にはないと考えています。

このため、最低賃金決定の三要素を総合的に表している賃金改定状況調査結果、第4表の伸び率などを勘案した2.3%、20円を引き上げ、沖縄県の最低賃

金を 873 円とすることを使用者側として提示するものであります。
私からの説明は、以上です。

○島袋部会長

はい、ありがとうございます。

ただいま、使用者側の方から提示とご意見をいただきました。

これについて、使用者側の委員の方で補足説明等ございますか。
よろしいですか。

(特になし)

○島袋部会長

はい、ありがとうございます。

それでは、労働者側及び使用者側双方から、改正額の提示と説明をいただきましたが、各々の提示金額等についてご質問はございますか。

よろしいでしょうか。

(特になし)

○島袋部会長

はい、ありがとうございます。

それでは、議題 2 の「改正額の調整」になります。

労働者側委員、使用者側委員に控え室を用意しておりますので、控え室に移動していただき、個別に意見をお伺いしたいと思います。

それでは一旦、休会といたします。

よろしく申し上げます。

なお、傍聴人のみなさまは、休会中は一旦会議室から退場していただくこととなりますので、よろしくお願いいいたします。

(一旦、休会)

○島袋部会長

専門部会を再開いたします。

労働者側及び使用者側から個別に意見をお伺いしました。

労働者側は 47 円アップ、使用者側は 20 円アップということで、大きな差がありますので、これにつきましては明日以降また調整させていただきたいと考

えています。

それから、仮に目安額どおりの39円アップした場合の影響率について、労働者側の方からは、全体として見れば、去年よりも影響率は低くなっているのではないかと、それに対して使用者側の方からは、特に、ビルサービス業などが、68.8%と考えられないような影響が生じているという指摘がありました。

3番目に、最低賃金改定の効力発生日についてですが、使用者側の方から、企業の現状からいうと発効日の調整が必要であるというご意見がありました。

これに対して、労働者側の方からは、発効日については基本的にこれまでと同様に10月上旬、中旬とすべきであるというご意見がありました。

これらを踏まえて次回以降、また、調整させていただきたいと考えています。

本日の専門部会全体を通して、何かご質問等ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

(特になし)

○島袋部会長

はい、ありがとうございます。

最後に、次第の3、「その他」となっています。

事務局から、何かありましたらよろしく願いいたします。

○小池賃金室長

今日は、特にございません。

○島袋部会長

はい、ありがとうございます。

それでは、本日の第4回専門部会を閉会したいと思います。

次回は、明日8月4日金曜日15時から、第5回最低賃金専門部会を開催いたします。

本日に引き続き、最低賃金改正額の調整をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

今日は、大変お疲れ様でした。

++ありがとうございました。